

わかくさだより

発行者：医療法人社団 再生会
電話：0439-80-5678

編集：わかくさ
FAX：0439-80-5657

住所：富津市上335-1

梅雨入りのニュースが気になるこのごろですが、ご家族の皆様は、いかがお過ごしでしょうか。さて、今回のわかくさだよりは、H27年8月からの介護保険利用負担についてのお知らせと、施設からのお知らせです。



サービス費用の自己負担に関すること(H27年8月から)

○利用負担割合

要支援・要介護認定を受けている方全員に各自負担割合(1割または2割)を記載した「介護保険負担割合証」が市役所より7月に送付されます。届きましたら、窓口までお持ちください。宜しくお願い致します。

利用者負担割合				
介護認定を受けている 第1号被保険者 (65歳以上)	本人の合計所得金額が160万円未満			1割
	本人の合計所得金額が160万円以上	同世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が	単身280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	上記以外の場合			2割

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者(40歳～64歳)は一律1割負担です。

※介護保険の自己負担額が高額になったときは、「高額サービス費」として後から支給を受けられます。詳しくは、各市役所にお問い合わせください。

○負担限度額の認定について

平成27年8月より負担限度額認定要件に、下記の資産要件が追加されます。

- ①配偶者の所得の勘案 ⇒ 世帯分離していても配偶者の所得を勘案します。
- ②預貯金等の勘案 ⇒ 単身の場合は、1,000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であること。

※預貯金等の勘案とは・・・普通預金や定期預金のほか、有価証券や投資信託なども対象。

※給付を受けるには、介護福祉課へ申請が必要ですが、現在施設入所者様で負担限度額認定を受けている方は、施設で代行できます。(申請用紙が届きましたら、窓口へお持ちください。)

*****施設からのお知らせ*****

☆衣替えの時期になりました。

厚手の衣類と薄手の衣類の交換をお願い致します。衣類については、皮膚保護のため、半袖の衣類はご遠慮ください。

ご多忙と思いますが、ご協力の程、宜しくお願い致します。



☆各書類の提示について

介護被保険者証・健康被保険者証・負担限度額認定証の申請用紙など、お手元に届きましたら、施設窓口までお持ちください。

